

**「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（案）」及び
「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正（案）」に対する意見公募（パブリックコメント）の結果について**

令和元年12月25日

経済産業省産業技術環境局資源循環経済課
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

1. 概要

経済産業省及び環境省では、「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（案）」及び「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正（案）」の内容について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

○募集期間：令和元年11月6日から12月6日まで

○提出方法：メールフォーム、郵送及びFAXにて御意見を受付

2. お寄せいただいた御意見

168件

3. 公示日・施行日（予定）

公示日：令和元年12月27日

施行日：令和2年7月1日

4. 御意見と御意見に対する考え方：別紙の通り

| NO | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|----|--|---|
| 1 | <p>(レジ袋を規制する意義について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋のプラスチックごみ全体に占める割合は2%程度であり、仮にレジ袋がゼロになったとしても海洋ごみや地球温暖化などの解決には程遠い。 ・海洋ごみ対策なら、不法投棄を取り締まればいいだけである。 ・ゴミ袋は自治体が回収し焼却するため、マイクロプラスチックによる海洋汚染とは無関係であり、レジ袋有料化は無意味。 ・レジ袋をなくしたからといってプラスチックゴミが減少するわけではない。 ・あたかもレジ袋有料化で問題が解決するような風潮が感じられる。ペットボトル、漁具、トレイ、タイヤ粉塵、衣類の繊維クズ、スクラブ剤のマイクロビーズ、タバコフィルタに対して、今すぐ対策する必要があるのではないか。 ・レジ袋は持ち帰り時の用途に加え、自宅にてゴミ袋として利用したり、荷物を運ぶ簡易的なバッグとしての機能もあり、非常に重宝している。 ・スーパーなどでもらってるレジ袋もちゃんと再利用している。 ・レジ袋の原料のナフサは石油精製による副産物であり、有効活用の側面もある。 ・有料化の義務化による効果として「消費者のライフスタイル変革を促すこと」を挙げているが、ライフスタイルを決めるのは消費者個人の問題である。有料化によって国がライフスタイルを強制すべきではない。 ・ほとんどのプラスチックゴミは日本以外の国から排出されている為、こちらの方に注力して欲しい。 ・今現在、日本国内でほぼ熱回収されているのだから、焼却炉で排出されるCO2を再利用あるいは固定化する技術開発に注力するなど、海外の真似事の買物袋有料化などではなく、資源循環型社会を実現するための日本独自の大胆な施策を打ち出してもよいのではないか。 ・様々なデメリットや懸案があるが、まだ十分に議論ができていないと推察する。もっと、十分に検討を重ね、要否含めて結論を下して欲しい。 | <p>プラスチックは短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらした非常に有用な素材です。一方で、資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった地球規模の課題を踏まえ、これらに対応しながらプラスチック資源をより有効に活用する必要性が高まっているところです。こうした背景を踏まえて2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その重点戦略の一つとしてリデュース等の徹底を位置づけ、その取組の一環として「レジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）」を通じて消費者のライフスタイル変革を促すこととしています。</p> <p>レジ袋は生活に身近なものであり、その有料化を通じて消費者がレジ袋の必要性を吟味することによって、海洋プラスチックごみ問題等の環境問題について身近なものとして関心を高めていただくよききっかけとなります。具体的な制度の内容については、2019年9月に設置した中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会及び産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会レジ袋有料化検討ワーキンググループ合同会議において、関係団体等へのヒアリングを行い、審議を重ねてきたものです。</p> <p>また、同戦略では「3R+Renewable」を基本原則に掲げ、リデュース等の徹底に加え、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチックの利用促進、不法投棄撲滅と廃棄物の適正処理を基本とする海洋プラスチックごみ対策、我が国の技術の国際展開やその他基盤整備など、複数の重点戦略を位置づけているところです。今後、本戦略に掲げた取組の一層の具体化を図るべく、来年以降、順次関係省庁と連携し検討を開始していきます。</p> |
| 2 | <p>(レジ袋有料化は事業者の負担増になる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者によってレジ袋の価格が変わるのであれば、今後それが市場の競争材料の一つとして使われる。 ・本年10月1日から軽減税率が導入されたが、外食は軽減税率が適用されるお持ち帰り適用の店内飲食との価格設定変更に伴うシステム・オペレーションの見直しを行ったばかりであり、更にレジ袋代金の別途徴収は、会計を煩雑にさせ消費者・事業者ともに混乱をきたすことになる。 ・製造工場併設での売店で、買い物袋を持参してくる人は皆無、袋無しで渡す様な軽いものでもなく、袋代を請求すれば、我々が非難されるのは間違いない。袋代を請求しないために、紙袋にすれば、企業側の負担が増えるのみ。正直、値上げもなかなか出来ない業界の為、出来るだけコストを掛けたくない。 ・現在、外食事業者の券売機は、1円玉、5円玉を判別できるものはなく、レジ袋代金徴収のためだけに精算業務を行うことは、従業員の労務負担を増やすことになる。 | <p>プラスチックは短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらした非常に有用な素材です。一方で、資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった地球規模の課題が一層深刻さを増しており、これらに対応しながらプラスチック資源をより有効に活用する必要性が高まっているところです。こうした背景を踏まえて2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その重点戦略の一つとしてリデュース等の徹底を位置づけ、その取組の一環として「レジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）」を通じて消費者のライフスタイル変革を促すこととしています。</p> <p>有料化のあり方について、価格設定については、買物袋のサイズ・用途や仕入れ主体・方法などにより、様々なケースが考えられることから、各事業者が消費者のライフスタイル変革を促すという本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら設定するものとしています。精算の方法については、これを限定するものではなく、キャッシュレジスターや券売機を用いる方法のほか、錢函による代金の収受も含めて、業種業態に応じて合理的な方法を選択いただけます。</p> <p>実施に当たっては、システムの変更等にかかる準備期間や周知期間も考慮した結果、2020年7月1日から施行することとしており、国は、周知広報を徹底することによって、消費者がマイバッグを持参する習慣を根付かせるなど国民理解の促進に努めてまいります。</p> |
| 3 | <p>(レジ袋有料化は消費者の負担増になる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一律の値上げは一見公平感があるが、消費税と同様に、低所得者に負担が非常に重い制度になる。つまり著しい不公平がある制度である。 ・昨今の増税により小売店や飲食店では増税額以上の値上げ、いわゆる便乗値上げも多々見受けられ、率直に物価が上がった印象を受けている。そこに更なる出費を求められるのも非常に負担が増えることが想像できる。 ・過疎地域の場合は街に出て、多くの買い物をもとめて行わなければならない場合が多い。そのためレジ袋やエコバッグは複数必要となり、地域によって不平等性が生じるのではないか。 | <p>プラスチックは短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらした非常に有用な素材です。一方で、資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった地球規模の課題が一層深刻さを増しており、これらに対応しながらプラスチック資源をより有効に活用する必要性が高まっているところです。こうした背景を踏まえて令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その重点戦略の一つとしてリデュース等の徹底を位置づけ、その取組の一環として「レジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）」を通じて消費者のライフスタイル変革を促すこととしています。</p> <p>プラスチック製買物袋の有料化に向けては、全国各地で地域の実情を踏まえ自治体との協定等に基づいて進められている先行的な取組も参考としつつ、消費者団体や地方自治体を含む関係団体等の御意見も踏まえ、検討してまいりました。</p> <p>ご指摘のような消費者への追加的な負担が生じないよう、マイバッグ携行を含めたライフスタイル変革に向けて国としても呼びかけてまいります。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 4 | <p>(現行案に賛成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について(案)」に掲げるレジ袋有料化の義務化(無料配布禁止等)は、レジ袋削減の有効な手段となり、海洋プラスチックごみによる汚染防止に大きく貢献することになるものと考えます。 ・「プラスチック製買物袋の有料化義務化」の制度化を実施するにあたっては、政府・地方自治体等が前面に立って国民理解の醸成に努めるとともに、事業者間の不公平感がなく、また、消費者に混乱をきたすことがないような内容とすることが重要である。今回の案は、そうした経済界の基本的な考え方を概ね反映した内容となっており、評価できる。 | <p>有料化の円滑な実施に向けて、国は、ガイドラインの策定や各業界・各自治体への説明会等の実施や、各種メディアを通じた国民向け周知広報を徹底すること等によって、消費者にマイバッグを持参する習慣を根付かせるなど国民理解の促進に努めてまいります。</p> |
| 5 | <p>(有料化ではなく廃止すべき/より踏み込んだ対策が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋ごみや地球温暖化の対策としてプラスチックの使用をやめるべきです。減らすべきです。未来の為にはプラスチック製買物袋の使用は禁止していくべき。 ・レジ袋や使い捨てプラスチックはSGDsに基づき世界的に廃止に向かっている中、本案では国際社会に大きく遅れている。 ・結局「何処でも手に入る」という甘えから、レジ袋はこの先も無くならず、無意味な政策になりかねない。 ・全体として、プラスチック資源循環に向けたアクションとしては大変不十分な印象を受ける。欧州だけでなく、東南アジア諸国においても抜本的・積極的なプラスチック容器包装使用削減に向けた対策が取られる中、小売店をはじめとする企業の利益、それも短期的な利益に相当付度をした、踏み込みの足りない改正省令という印象を受ける。消費者・一般市民に対して、こうした環境課題を啓蒙し、社会全体の取り組みを促進するためのアクションとして有効に機能するとは思えない。 ・政府は、次の世代に対する説明責任を負っている。当面の対策としてレジ袋の禁止措置ではなく有料化措置としたことについて、政策的優位性の根拠を明らかにすべきである。 | <p>プラスチックは短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらした非常に有用な素材です。一方で、資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった地球規模の課題が一層深刻さを増しており、これらに対応しながらプラスチック資源をより有効に活用する必要性が高まっているところです。こうした状況を背景に、有識者から成るプラスチック資源循環戦略小委員会にて議論した結果を踏まえ、2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その重点戦略の一つとしてリデュース等の徹底を位置づけ、その取組の一環として「レジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)」を通じて消費者のライフスタイル変革を促すこととしました。</p> <p>海洋プラスチックごみ問題への対応は廃棄物管理の徹底が前提であり、プラスチックをむやみに規制するのではなく、適切に利用しつつ、過剰な使用の抑制と代替素材のイノベーションを促進し、「環境と成長の好循環」に繋げていくことが重要です。同戦略では「3R+Renewable」を基本原則に掲げ、リデュース等の徹底に加え、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチックの利用促進、不法投棄撲滅と廃棄物の適正処理を基本とする海洋プラスチックごみ対策、我が国の技術の国際展開やその他基盤整備など、複数の重点戦略を位置づけているところです。今後、本戦略に掲げた取組の一層の具体化を図るべく、来年以降、順次検討を開始していきます。</p> |
| 6 | <p>(対象となる袋について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット販売や通販において用いられるプラスチック袋についても有料ということではどうか。 ・レジ袋以外のワンウェイ袋として、季節商品に使用する袋は対象か。例えばクリスマスケーキ用、バレンタイン用など、商品と一体となった袋がある。この場合、食品メーカーが商品企画の一環として作る袋があり、一方、小売業者が企画して作成する袋もあるが、それぞれの場合、有償、無償の判断は分かれるか。 ・持ち手のないロール状のビニール袋だけは、持ち帰り用ではなく食品衛生上の問題として例外にしても良いと思う。 ・「持手が設けられていないもの」は除くと形状に基づく規定がなされているが、除外の趣旨や対象が不明確である。品質維持や衛生面等の観点から、マイバッグでの持ち帰りが困難な商品を入れる、ロール状プラスチック袋等を除外するための規定であれば、その趣旨に鑑み、消費者の理解を得るためにも、形状ではなく、使用目的とその機能を明確にした除外規定とすべきではないか。 ・薬局で、使用されているビニールの薬袋を有料化にすべきである。 | <p>プラスチック製買物袋の有料化のあり方について、あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことを基本とした上で、省令に基づく有料化の対象となる買物袋は、消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋としています。袋の製作者が製造事業者であるか小売事業者であるかは、その袋が有料化の対象であるか否かの判断には関わりません。</p> <p>また、持ち運ぶために用いる袋であるか否かを判断するに当たっては、同じ袋であっても使用する人によって異なる用途で用いる場合があることから、店頭での混乱を避けて制度を安定的に運用する観点から、外形的な判断基準として、持ち手の有無に着眼して判断することとしています。持ち手のないロール状のビニール袋も、この基準に基づき対象外となります。</p> <p>なお、有償で提供することを通じて、消費者がその必要性を吟味し、辞退することを促す機会とすることにより、ライフスタイルの転換を促し、過剰な使用及び廃棄を抑制することが本制度の趣旨であることを踏まえ、消費者が袋の必要性を判断し辞退することができない状態で事業者からやむをえず提供される袋は対象外とします。消費者が事前に袋の要否について意思表示することができない場合の通信販売で用いられる袋や、薬剤師法に基づき患者に渡されることが定められている薬袋は、この考えに基づき、対象外となります。</p> |
| | <p>(省令の対象となる買物袋に対象外を設けることについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例外を世の中の企業が全て採用すると、結局全部無料のままになってしまう可能性があり、それでは省令改正の意味が無いのではないか。 ・消費者、事業者、行政が一体となって連携するためには、分かりやすくシンプルな制度であること、また、事業者にとって過重な負担を強いることなく導入できること、が重要である。 ・対象外かどうか、一見して消費者にはわかりづらい。 ・有償、無償のレジ袋が世の中に混在することは、混乱を招き、プラスチック削減につながらないと考える。 ・アルバイトに有料・無料の判断業務をさせるのは難しいと思う。有料・無料でお客様からのクレームをもらうのも気分がよくない。 ・有料化義務化によりレジ袋の出荷量が減少することで製袋業界、特に小規模の製袋業者への影響は大きく、経営が立ち行かなる事業者も多くなることが予想されるので、有料化義務化の対象を限定することは、当面は必要な措置であると考えます。 | <p>プラスチックは短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらした非常に有用な素材です。一方で、資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった地球規模の課題が一層深刻さを増しており、これらに対応しながらプラスチック資源をより有効に活用する必要性が高まっているところです。こうした背景を踏まえて2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、その重点戦略の一つとしてリデュース等の徹底を位置づけ、その取組の一環として「レジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)」を通じて消費者のライフスタイル変革を促すこととしています。</p> <p>プラスチック製買物袋の有料化に当たっては、消費者のライフスタイル変革を促すべく、あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことを基本としています。同時に、プラスチック資源循環戦略に掲げた基本原則である「3R+Renewable」の観点から一定の環境性能が認められる、バイオマスプラスチック・紙等の再生可能資源を用いた買物袋、リユースバッグ等繰り返し使用される買物袋、海洋生分解機能が適切に発揮される買物袋への転換を推進していきます。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 7 | <p>た、対象外にするものとしては、地球環境への悪影響が少ないと思われる「バイオマスプラスチックの配合率が一定以上の買物袋、厚さが50μm以上の買物袋、海洋生分解性の買物袋」が妥当であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生分解性やバイオマス等環境配慮への転換を進めることに賛同いたします。 <p>だからこそ、「環境価値に応じた価値付け」として、有料化が推奨されるべきであり、あえて表現するならば、『対象とならない』という記載は必要ないと考えており、削除すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然に分解しやすいバイオマスプラスチック製に切り替える方が有効です。ただし、自然に帰るからといってポイ捨ての助長をしてはならないので、このまま有料化を進め、高価値の状態を継続することが環境改善への効果に期待できます。 | <p>このため、消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋を省令に基づく有料化の対象とし、同時に、省令の対象とならない、バイオマスプラスチックの配合率が一定以上（施行当初は配合率25%以上）の買物袋、繰り返し使用の観点から厚さが50μm以上の買物袋、海洋生分解性の買物袋（今後、相応の海洋生分解性機能が得られたものに限る）についても、環境価値に応じた価値付け等を進めていくことが必要です。</p> <p>ここでいう「価値付け」とは、こうした環境性能が認められる買物袋の環境価値が認識されていくにつれ、消費者に対する価格転嫁に限らず、事業者間の取引においてもその価値が適切に評価された上で、適正な対価が支払われることを含めた、市場における自発的な価値付けを指しており、省令に基づく有料化とは性質が異なるものです。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）に基づき、国としても初期需要を創出してまいります。</p> <p>これら省令に基づく有料化の対象外となるものについては、それぞれの環境性能について適切に表示することを要件としており、消費者が区別して認識できるようにしています。また、令和元年5月31日の関係閣僚会議で策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」にも掲げているとおり、違法行為である不法投棄・ポイ捨ての撲滅のため、廃棄物処理法等に基づく監視・取り締まりを徹底してまいります。</p> <p>国は、消費者がマイバッグを持参する習慣を根付かせることはもとより、身近なライフスタイル変革の第一歩と捉えて、バイオマスプラスチック等の代替素材への転換に向けた環境価値の理解の促進に努めてまいります。</p> |
| 8 | <p>（厚さ50マイクロメートル以上の袋を省令の対象外とすることについて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源制約の観点から、資源使用量のより大きいものを対象とすべきことは明白である。繰り返し利用されるかどうかは、消費者の意志次第であり、無償提供されれば、無駄な資源使用量の削減はなんら担保されない。 ・繰り返し使うことを前提としていますが、本当に何度も利用されているのか確認することは事実上不可能であると考えます。 ・繰り返し使用の観点において厚さはあまり関係ない（現在のレジ袋も何度も使っている人が多い）ので有料の対象ではないか。 ・繰り返し使用の価値があるのであれば追加費用を用いて購入するのが適切と思われるので、50μm以上の買物袋も、買物袋であるならば、有料化の対象とすべきであると考えます。 | <p>あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことを基本とした上で、省令による有料化の対象となるものとしては、消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋としています。先行する諸外国の取組事例も参考にしながら、厚さが50マイクロメートル以上の袋は、繰り返し使用することが可能であり、プラスチック製買物袋の過剰な使用抑制に寄与するものとして、省令の対象外としていますが、これについても環境価値に応じた価値付け等を進めていくことが必要です。</p> <p>厚さが50マイクロメートル以上の袋を無償で提供する場合には、50マイクロメートル以上の厚みがあり繰り返し使用が可能である旨を表示することを要件としました。併せて、消費者に対して、繰り返し使用することを推奨するなど、環境価値の理解の促進に努めてまいります。</p> |
| 9 | <p>（海洋生分解性プラスチック製の袋を省令の対象外とすることについて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買物袋が海洋生分解性のメリットを発揮できる場面は、それが環境中に投棄されて海洋に流出した場合のみです。日本では多くの消費者が、買物袋は可燃ごみやプラスチックごみとして適正に廃棄しているはずである。 ・これらの袋はその他プラスチック製容器包装と一緒に排出されてもリサイクルは困難。 ・生分解性と買物袋としての実用性は両立困難で、分解時のCO2排出も問題。 ・海洋生分解性プラスチックは海洋での分解に時間がかかるとされており（国連環境計画2015）、本省令改正の目的の一つである生物保護の観点から、生物の誤飲誤食の防止策として十分ではないと考えられる。 ・まだ研究段階であり、その環境内に生息する微生物の種類や密度によっても動作は異なってくる。このような不確定な要素が多い段階で、使用可能とし、有料対象外とするのは非常に危険であると思われる。 ・「海洋生分解性」と言っても、そう簡単に生分解する訳ではないのに、一般消費者は生分解すると考えて、ポイ捨てを誘発する事にもなりかねない。 ・海洋生分解性プラスチックを100%使用した袋に関して、有償化の対象外としていただくことは、海洋生分解性プラスチックが環境負荷低減に貢献することを広く世の中に認識していただく上で大変有意義である。 | <p>あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことを基本とした上で、省令による有料化の対象となるものとしては、消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋としています。海洋生分解性プラスチックについては、プラスチックの利便性を損なわず、海洋汚染の防止にも役立つものであり、代替素材として転換を進めるべきものです。なお、既に一定の基準を満たした同素材の製品の導入が始まっており、レジ袋としての活用も検討されています。今後、2019年5月に策定した「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」に基づき、評価手法の国際標準化や更なる技術開発に取り組んでまいります。</p> <p>2019年5月31日の関係閣僚会議で策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」にも掲げているとおり、違法行為である不法投棄・ポイ捨ての撲滅のため、廃棄物処理法等に基づく監視・取り締まりを徹底してまいります。また、「プラスチック資源循環戦略」（2019年5月策定）に基づき、分解機能の評価を通じた適切な発揮場面（堆肥化、バイオガス化等）やリサイクル調和性等を整理しつつ、用途や素材等にきめ細かく対応した「バイオプラスチック導入ロードマップ」を策定し、静脈システム管理と一体となって導入を進めていきます。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 10 | <p>(海洋生分解性プラスチックの技術の基準について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生分解性といっても、実際には分解度が低いものもあるので、分解性の条件を規定する必要がある。そのような規定がされなければ、中途半端に分解して、マイクロプラスチックをむしろ増やしてしまう。陸上や海洋での分解期間、分解生成物が何なのかをきちんと素材メーカーに提示させる必要があるとともに、生分解性と称してよい条件を明確にする必要がある。 ・海洋生分解性の買物袋について、「今後、相応の海洋生分解性機能が得られたものに限る」とあるが、現在経産省の「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」により進められている海洋生分解性についてのISO規格化と矛盾しない方向で、決定されるべき。 | <p>海洋生分解性プラスチック製の買物袋を無償で配布する際は、その生分解性機能について、科学的根拠に基づく共通の技術評価手法によって第三者から認定又は認証を受け、更に、その旨が確認できる表示を付すことを要件としています。</p> <p>近年、海洋生分解性プラスチック製品が徐々に市場投入され、国内外で導入が始まりつつありますが、今後、海洋生分解性機能の技術の信頼性向上が必要不可欠となります。現時点では個別企業で各々の製品の機能性評価が行われていますが、共通の技術評価手法の国際標準化が重要であり、海洋生分解性プラスチックが完全に生分解されることや、生分解途中に生成される中間体を含めた安全性を評価する新たな評価を開発し、海洋生分解性プラスチックに対する科学的根拠に基づく共通の技術評価手法を2020年代初頭を目途に国際標準化機構（ISO）へ提案することとしています。</p> |
| 11 | <p>(バイオマスプラスチック配合率25%の袋を対象外とすることについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオプラスチックを配合した買物袋や海洋生分解性プラの買物袋を有料化対象外として無料配布すると、現状の化石資源由来の買物袋と同様に扱われ、ごみとして廃棄され、プラスチック廃棄物削減には無効である。 ・バイオマスプラスチックであっても、プラスチック化する前の工程で、多大なエネルギーを必要とするような物質であれば、それ自体はカーボンニュートラルなのかもしれないが、全体としては環境性能が高いとは言えない。 ・バイオマスプラスチックについては、100%以外認めないのが適切であると考え。 (ポリ乳酸などにおいてはこれを用いる事で石油由来樹脂の100%不使用が達成されるとともに、100%の生分解性が確保されるため、用いる事にはかなり意義があるものであるが、しかしここに石油由来樹脂が混ざる事でこの性能は確保されなくなってしまう。そのため、100%バイオマスプラスチックである必要が相当にあると考える。) ・「一定以上のバイオマスプラスチック配合率、更に当該配合率を徐々に高めていくことを求める。」とあるが、具体的な時期と目標値を示されるべきではないか。例えば、2023年度にはバイオマスプラスチック度を50%以上とする、2025年度には75%以上とする、などと目標を明記すべき。 ・原料供給が十分に足りているのか疑問。バイオマス利用も行き過ぎると森林伐採や食糧問題など別な問題を引き起こしかねない。 ・バイオマスなどの混合は原材料の問題でコストアップになるがその負担は全てコンビニオーナーにしわ寄せされる。 ・バイオマスの方が費用がかかるという事なので、費用増に耐えられず今までのプラスチック袋を有料で配らざるを得ない中小の小売業者が不利になることも十分考えられる。 ・外国製バイオマス樹脂を輸入してレジ袋にすることは、地産地消もしくは国産バイオマス利用の推奨という国策に合致しません。国富の流出を奨励することは、ごく一部の独占的販売権を有する商社と輸出元の外国に日本の国富を移転することであり、大多数の国民経済に打撃を与える政策である。国産バイオマスに限り奨励すべき。 ・グリーン購入法では、庁舎等において営業を行う小売業務はワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、提供するすべての買物袋に植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが10%以上と矛盾がある。なぜ、グリーン購入法よりもバイオマスプラスチックの使用%を多く設定したのか。 ・バイオマスが25%以上配合されたものは有料販売としなくてもよい例外規定がありますが、プラスチック削減という本来の制度制定の目的を鑑み、当該買物袋でも有料での販売とします。 ・バイオマス配合25%以上は無償という本来の意図から外れた報道が広がらないよう、配慮をお願いしたい。 | <p>あらゆるプラスチック製買物袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことを基本とした上で、省令による有料化の対象となるものとしては、消費者が商品の購入に際し商品を持ち運ぶために用いる、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製の買物袋としています。バイオマスプラスチックはカーボンニュートラルの特性を持ち、地球温暖化対策として寄与することから、化石資源由来のプラスチックからの転換を図る素材として省令に基づく有料化の対象外とし、環境価値に応じた価値付け等を進めていくことが必要としています。</p> <p>バイオマス素材の配合率は、省令の施行当初は25%を要件としています。その後、徐々に引き上げていくことを求めることとしています。配合率を引き上げる水準とその時期については、今後、バイオマスプラスチックの技術開発や導入・普及の状況等を踏まえつつ、検討してまいります。</p> <p>今後、バイオマスプラスチックの普及促進に向けては、「バイオ戦略2019」（2019年6月11日統合イノベーション推進会議決定）に記載のとおり、バイオプラスチック導入ロードマップを策定するに当たって、LCA評価をはじめとする環境面、倫理・道徳面、分解機能、リサイクル調和性等について、バイオプラスチックの用途、素材等にきめ細かく対応した整理をすることとしています。</p> <p>なお、「25%」という配合率を設定するに当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）において、庁舎等において営業を行う小売業務の店舗でワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、提供する全ての買物袋に植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが10%以上使用されていることが特定調達品目としての判断の基準となっており、更に配慮することが望ましい事項として、25%以上を求めていることを参考としています。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| 12 | <p>(バイオマスプラスチックの技術認証について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス素材は、原材料生産段階での環境・社会影響が懸念されることから、環境・社会影響を評価し、その配慮がなされていることを認証するしくみが整備されること。また、一般消費者が、その環境価値を認識し、他の素材との区分ができるような表示方法、配合率表示等が整備されること。 ・確認したいのはバイオマスプラスチックを含んだレジ袋をどのように確認するか。定期的な工場監査であるとか市場でのサンプル抽出等何か具体的な方策は含まれるのか。 | <p>バイオマスプラスチックを25%以上配合している買物袋を無償で配布する場合には、消費者が他の素材と区別できるよう、当該袋にバイオマス素材の配合率が25%以上であることが第三者機関により認定又は認証されたことを示す記載又は記号を表示することを要件としました。</p> <p>現在、バイオマスプラスチック度の国際標準として国際標準化機構によるISO 16620（プラスチック-バイオベース度）シリーズが存在しています。国内でも民間の団体がこのISO 16620に基づいてバイオマスプラスチックの認証を行っており、バイオマスプラスチックが含まれる買物袋の表示を行うに当たってはそれらの認証マークを用いることが可能です。</p> <p>また、実効性確保については、袋のバイオマス素材配合率と表示内容が整合しているかどうかを確認するため、無作為に抽出したサンプルを対象に検査を実施する場合があります。必要と判断された場合には指導等の対象となることがあります。</p> |
| 13 | <p>(環境配慮素材として省令の対象外に追加すべきもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R+Renewableを基本原則とするのであれば、リサイクル推進のため、ある一定割合以上リサイクルプラスチック原料を含有した買物袋も対象外としたほうがよいのではないか。 ・今後技術が進展し、大気中や排ガス中に含まれるCO2から得られるプラスチックを一定重量以上含む買物袋が開発されれば、それは再生可能な資源を用いた買物袋と見なし、有料化の対象から外していただきたい。 | <p>リサイクルプラスチック原料を用いた買物袋については、工程端材を活用したものと消費後のプラスチック製買物袋を回収してリサイクルするものの、大きく2種類に分けられます。前者については、従前から取組が進んでいる一方で、後者については2013年にレジ袋の店頭回収・リサイクル実証事業の報告書が公表されています。その中で、「レジ袋への再生は、技術面、樹脂の特性などの点でハードルが高く、回収したレジ袋のハンドリングや混入異物の除去、材料物性等から、レジ袋toレジ袋は難しい」としつつ、「最も現実的な用途であるごみ袋へのリサイクルの可能性について確認・検証」していますが、その際、環境負荷や経済性について、なお課題があるとされているところです。今後、化石資源由来のワンウェイのプラスチック製買物袋の代替として、新たに一定の環境性能が認められるものが開発された際には、その普及のための方法について検討してまいります。</p> |
| 14 | <p>(省令の対象外となる袋を定めるに当たって留意すべきこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製買物袋に記載する表示については、事業者・消費者双方にとって分かりやすく、事業者にとって追加的コスト負担のないものとするべきである。 ・対象除外品として新たに定義される、バイオマス・リユース・海洋生分解品については、それらを廃棄する際の分別回収の方法について、施行前に国民に明示する必要がある。現状の国内の分別回収後の廃棄物処理方法に鑑みれば、基本的には従来の石油由来レジ袋と同じ分別回収方法でよく、そうであることを明示すべきではないか。生分解品については一部自治体で行われているようなコンポスト向けでの回収も方法のひとつに入ってくると思われる。 ・これらの買物袋を有料化の対象外とし、無料で提供することだけでは、消費者にその環境価値を認めさせることは難しいのではないか。どのように環境価値に応じた価値付け等を進め、消費者に環境価値を認めさせるのか、実効的・具体的な手法を示すべき。 | <p>省令の対象外となる一定の環境性能が認められるプラスチック製買物袋には、その環境性能が消費者にとってわかりやすいよう、表示をすることを要件としています。</p> <p>これらの袋に付された環境性能についての表示や、周知広報を通じて、消費者の環境性能についての理解を促進し、環境価値に応じた価値付けを推進してまいります。</p> <p>ここでいう「価値付け」とは、こうした環境性能が認められる買物袋の環境価値が認識されていくにつれ、消費者に対する価格転嫁に限らず、事業者間の取引においてもその価値が適切に評価された上で、適正な対価が支払われることを含めた、市場における自発的な価値付けを意味します。国としても、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）に基づき、国としてもグリーン購入により初期需要を創出してまいります。</p> <p>また、分別回収方法については、今般の制度改正に伴って変更を加えるものではなく、一般廃棄物については、それぞれの市町村が定めるルールに基づいて行って頂くことが基本です。なお、海洋生分解性プラスチック製の買物袋については、「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ」に基づき、将来的に海洋生分解性プラスチックの流通が相当程度拡大した場合には、非生分解性プラスチックと分別して回収するための表示を整備し、識別表示に沿った分別方法の将来的な検討及び普及啓発の支援を検討してまいります。</p> |
| 15 | <p>(価格の設定について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料にするのは良いが、こういうものは各業者・会社が料金を定めるものであって国が決めるべきものではない。 ・会計処理の方法等については、値引きやポイントでの還元等、事業者の工夫による柔軟な対応を認めるべきである。 ・省令に具体的なレジ袋の費用の記載はない。不当にレジ袋の価格を下げるなら、公正な競争を妨げ、排出抑制とライフスタイルの見直し促進を妨げることになる。地域内で無用な小売業間の競争にならないよう、行政の責任として具体的な費用の目安の提示を求める。 ・大体のレジ袋の有料の金額の提示もあるとよい。 ・安易に有料で利用されることなく、十分な使用抑制が期待できる水準（少なくとも10円程度）と示し、脱法的な低価格を排除すべき。 ・各事業者が決めるレジ袋の価格はこの法律に基づいて適正かどうか、消費者が検証を求めたときは情報が開示される条項を作ってほしい。 | <p>プラスチック製買物袋の価格設定については、サイズ・用途や仕入れ主体・方法などにより、様々なケースが考えられることから、各事業者が消費者のライフスタイル変革を促すという本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら設定するものとしています。また、価格設定に係る参考情報として、プラスチック製買物袋有料化の先行事例における価格設定のあり方と効果・実績について、ガイドラインでお示しする方針です。</p> <p>なお、プラスチック製買物袋の1枚当たりの価格が1円未満になるような価格設定をすることは、有料化には当たらないものとしてガイドラインに明記します。また、商品の価格とプラスチック製買物袋の価格を一体として設定することを妨げるものではありませんが、プラスチック製買物袋の価格として含まれる金額を明示することを求める方針としています。プラスチック製買物袋の価格が含まれていることが、消費者に明らかとなるように表示されていない場合や、袋を辞退した際に、袋の価格として設定した金額が差し引かれない場合は、有料化したことにはなりません。</p> |

| | | |
|----|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・有料化の価格設定については、本制度の実効性を担保しつつ、消費者、事業者にも理解・納得しやすい価格設定の指針をガイドラインで示していただきたい。 ・環境負荷に与える影響ごとにガイドラインで価格を決め、負荷の高いレジ袋から売り上げを集めて環境負荷の低いバイオ100%のレジ袋へ売上が流れる仕組みをつくり誘導すべき。 ・外食産業での販売品は“料理品”（加熱調理品・汁物含む）であり、衛生品質面・お客様の安全面から、お持ち帰りのための袋は不可欠である。同様の理由からマイバックでの提供に適さない商品が多い。そのため、料理品など、消費者の安全や品質・衛生の維持のため持ち帰るため不可欠な袋については、袋込みの価格設定を認めるべきである。 | |
| 16 | <p>（レジ袋の売上の用途について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上の用途を事業者の自由とせず、プラゴミ散乱対策等に拠出する公的仕組をつくること。 ・その利益、収支について、きちんと明確に公表すること。利益をどのように使用したかは、企業のPRにも繋がる。日本全国で環境保全のために使われたら、それこそが本来の目的に適った有料化ではないか。 ・プラスチック製買物袋の価格設定や売上げの用途については、事業者の判断に委ねられるべきである。 ・消費者がマイバッグ持参をすることによって、プラスチック製買物袋の使用量を減らすことができ、当然、事務所は買物袋の仕入れ量および価格を減らすことができる。そこで、その浮いた価格の1～2割を国民への還元を考えるのはいかがか。 | <p>プラスチック製の買物袋を有料化することを通じて、消費者がその必要性を吟味する機会を提供し、ひいてはマイバッグを携行する習慣が浸透するなど消費者のライフスタイル変革を促すことが本制度の目的であり、プラスチック製買物袋の売上の用途については、事業者が自ら判断することとしています。また、消費者の理解促進の観点から、売上の用途について事業者から自主的に情報発信することを推奨してまいります。</p> |
| 17 | <p>（実効性の確保・効果検証等について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例外を設ける場合には、無料提供により利用が増えたり、環境中に多量に排出されたりするならば、本来の目的である、容器包装廃棄物の排出抑制と消費者のライフスタイルの変革が妨げられる。期待した効果があったか、フォローアップによる効果検証が必要。 ・容り法の枠組みの中ですでに定期報告義務は課され、果たしている。「新たな」報告義務は負担増となるため、課すべきでない。 ・罰則はどのようなものになるのか。 ・定期報告対象事業者（前年度の容器包装利用使用量が50トン以上の小売事業者が対象）は、定期報告書の確認をもってレジ袋有料化を担保できるが、それ以外の小売業について確認する手立てはない。公正な競争、目的達成の観点から実施の担保が必要。 ・取り組み状況の自主的な情報発信等は、ガイドライン等で定型化されたものではなく、あくまでも事業者等の自主的な取り組みとすることとしていただきたい。 ・容器包装低減へ向けた取り組み・実績（数値データ）を公表するよう企業に求めるなど、踏み込んだアクションが必要。 ・今回の取り組みで十分な成果が得られるとは限らないので、約3年後に施行状況を確認し、必要な制度の見直しを行うべきである。 ・消費者がライフスタイルを見直して、海洋プラゴミやCO2排出、廃棄ゴミの削減および石油資源節約にどれだけ効果があったのが本当に問われるべきであり、実施前後での上記の削減効果について調査・公表すべき。 ・エコバッグ、バイオマスプラスチック及び生分解性プラスチックの袋を使用した場合の、原料採取から製品廃棄までの詳細なLCA分析を実施し、買物袋として環境負荷が低く利便性に優れた最適なモデルケースを消費者に示すべき。 | <p>本制度の実効性の確保に当たっては、容器包装リサイクル法第7条の5の規定に基づき、主務大臣が容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため必要があると認める場合には、事業者に対し、プラスチック製の買物袋の有料化のあり方について必要な指導及び助言を行うこととなっています。</p> <p>また、容器包装リサイクル法第7条の6の規定に基づく容器包装多量利用事業者は、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の状況に関して、省令で定める事項を毎年度主務大臣に報告する義務が課せられています。今般、プラスチック製買物袋の有料化に伴って、当該報告様式にプラスチック製買物袋の排出抑制の取組に関して記載する欄を追加します。報告義務が課せられる事業者の範囲及び条件には変更はありません。この定期報告を通じて確認される事業者の取組状況が、著しく不十分と認められるときには、当該事業者は、容器包装リサイクル法第7条の7の規定に基づく勧告、命令、及び同法第46条の2の規定に基づく罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。</p> <p>上記の定期報告制度に加え、各事業者・業界において取組状況の自主的な情報発信等を実施することも推奨します。プラスチック製買物袋の有料化の取組内容、削減実績、その他プラスチック製買物袋の削減に向けた工夫などについて事業者の情報発信を促すことで、消費者の理解促進にもつなげていくこととしています。</p> <p>提出された定期報告や事業者による自主的な情報発信から情報を収集し、全国一律で有料化の取組が行われ、消費者のライフスタイル変革が進むよう事業者の取組を確認します。今後、制度の施行の状況を確認しながら、必要に応じて、見直しを行ってまいります。</p> <p>・エコバッグ、バイオマスプラスチック及び生分解性プラスチックの袋の環境負荷分析については、今後、施行状況を確認しつつ、見直しを行っていく際の視点の1つとして、参考とさせていただきます。なお、「バイオ戦略2019」（2019年6月11日統合イノベーション推進会議決定）に記載のとおり、バイオプラスチック導入ロードマップを策定するに当たって、LCA評価をはじめとする環境面、倫理・道德面、分解機能、リサイクル調和性等について、バイオプラスチックの用途、素材等にきめ細かく対応した整理をすることとしています。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 18 | <p>(対象の事業者について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製買物袋の無償配布を行っている全ての事業者を対象として、有料化を義務付けるべきである。 ・ショッピングセンター等では、多様な業種・規模の小売業者が営業しており、対象となる小売業者と対象とならない小売業者が混在することは、消費者が混乱する。 ・プラスチック製買物袋のより一層の過剰使用の抑制、発生抑制を進めるためには、企業規模に関わらず全国全ての事業者を対象として例外なく実施しなければ効果があがらない。 ・あらゆる業種（プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（案）P3の1行目）に、薬局やホームセンターも含めてほしい。 ・プラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化義務のうち、薬局については免除されたい。 ・卸売を行う事業者が在庫処分等のために不定期で消費者向けに販売する場合、製造・加工を行う事業者がイベントなどで販促目的に一時的に販売する場合、個人がフリーマーケットで販売する場合など、小売の「事業」といえるかどうか解釈する必要がある。これらについては継続性や営利性に欠け、小売の事業とは言えないと考えられるが、プラスチック製買物袋の有料化義務化の対象かどうか明確でない場合についての解釈を整理して周知し、同じ態様の取引においてプラスチック製の買物袋代を徴収したり、しなかったりという齟齬が生じないようにする必要がある。 | <p>有料化の対象となる事業者については、容器包装リサイクル法第7条の4の規定に基づき、その事業において容器包装を用いる者であって、容器包装の過剰な使用の抑制その他の容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として政令で定めるものに属する事業を行うもの（指定容器包装利用事業者）としています。この、政令で定める業種とは、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成7年政令第411号）第5条）であり、容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な小売業が広く対象となっています。薬局やホームセンターも、有料化の対象事業者となっています。ただし、消費者のライフスタイル変革を目指すに当たっては、あらゆる業種においてプラスチック製買物袋有料化による削減努力がなされることが必要であり、ここで対象とならない者であっても、自主的取組として、同様の措置を講じることを推奨していきます。</p> <p>なお、販売行為が事業として行われるものでない場合は、省令に基づく有料化の対象とはなりません。その販売行為が事業であるか否かは、その行為の反復継続性に照らして、個別案件ごとに判断されることとなります。</p> |
| 19 | <p>(周知・広報について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の有料化等については、プラスチックの減量を目的とした環境施策として実施されることを、消費者に理解されるよう、国として丁寧かつ十分な周知を図るべきである。 ・有料化によるプラスチック製買物袋の使用合理化につながる消費者の行動改革に留まることなく、プラスチック製買物袋の排出の抑制につながる消費者の意識改革をも促す、広報・啓発活動を含めた制度運用を求める。 ・国や自治体をはじめ各団体・事業者と連携し、協力し、普及啓発に積極的に取り組んでいきたい。 | <p>プラスチック製買物袋の有料化の開始に当たっては制度の目的や内容について周知・広報を徹底し、制度の円滑な導入を図るのみならず、消費者がマイバッグを持参する習慣を根付かせることはもとより、身近なライフスタイル変革の第一歩と捉えて、買物袋以外も含めてプラスチックとのスマートな付き合い方やバイオマスプラスチック等の代替素材への転換に向けた環境価値の理解の促進に努めてまいります。</p> <p>具体的には、ガイドラインの策定、各業界・各自治体への説明会等の実施、各種メディア（TV、インターネット等の各種メディアに加え、ポスター、チラシ、レジ前POP等を含め）を通じた国民向け周知広報、マイバッグ普及キャンペーン、問い合わせ窓口の設置などを予定しています。</p> |
| 20 | <p>(製造業への影響について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業者は買物袋だけでなく、産業用資材、食品包材、ゴミ袋等も製造しており、もし廃業が多発すれば、消費者への製品供給に大混乱が起これかねない。また、石油化学産業の裾野は広く、石化製品、インク、顔料等の原材料メーカー及び印刷、リサイクル、機械、部品、中間業者、運送等の業界まで影響が及ぶ。経済への影響を慎重に見極め、十分な聞き取りや支援策を実施した上で、法改正を進めるべきではないか。 ・買物袋の使用量が減少し市場規模が縮小する前に、製造事業者への支援策を明示していただきたい。事業者が経営破綻した後では、支援の仕組みがあっても意味がない。 | <p>プラスチック製買物袋の有料化については、2019年9月から中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会レジ袋有料化検討ワーキンググループ合同会議を開催し、製造事業者を含む関係団体等へのヒアリングを踏まえ、検討を重ねてまいりました。上記会議においてとりまとめられた「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（案）」では、有料化によりプラスチック製の買物袋の使用量が減少し、市場規模が縮小することが見込まれるため、製造事業者への支援策を併せて検討することとしており、代替素材への転換支援など、中小企業支援策を検討してまいります。</p> |
| 21 | <p>(ガイドラインについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの策定は、可能な限り早期かつ、事業者・消費者双方にとってわかりやすい内容とする必要がある。先行事例の成果や課題も取り入れながら、特に事業者の不安払拭に努めていただきたい。 ・ガイドラインを通じた適切、かつ十分な情報公開、普及啓発がなされるよう国の指導を求める。特にバイオプラ・生分解性プラに関する基準策定とその運用、厚さ50μ以上の袋の取り扱いなど、対象外の素材。製品に関する分かり易い基準や先進的事例の紹介などを的確にガイドラインで示すよう求める。 ・地方自治体、事業者及び消費者団体は、「自ら役割を果たすことが望まれる」とあるが、具体的な取組等についてガイドラインにも記載すること。また、ガイドラインに地方自治体の役割等を定める場合は、知事会や市長会等を通じて都道府県や市町村に事前に意見を聴取し、意見を反映した上で定めること。 ・有料化の条件（価格設定、表示、店舗オペレーション等）や、有料化の対象（食べ残しの持ち帰りの際の袋、お土産等の別の小分け用の袋）などが不明確な点もあり、現場・消費者の混乱を避ける為ガイドライン等で、わかりやすく示すことが必要。 ・品質や衛生面でマイバックでの提供が対応しきれない状況（マイバックの形状が著しく不安定なものや、汚れているもの）への対応についてもガイドライン等で、示されるべきである。 | <p>ガイドラインについては、有料化の実施に先立ち、早々にお示しする予定です。具体的には、対象となる事業者・買物袋や、具体的な有料化のあり方等について、詳しくお示しするとともに、先行する取組の例なども記載し、プラスチック製買物袋の有料化の円滑な実施に向けて役立てていただけるものとする方針です。なお、事業者が有料化の実施に向けて準備を進めるに当たって必要となる情報をお示しすることを主な目的としており、地方自治体の役割等を具体的にお示しするものではありません。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(明確な説明や表現の修正が必要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その取り組みの一環として「レジ袋有料化義務化(無料配布禁止等)」を行い、消費者のライフスタイル変革を促すこととしている。」との記載があるが、どのようなライフスタイルへの変革を目指しているのか不明確である。消費者の年齢、生活環境等の違いにより捉え方も多様と思われるため、明確な説明を求める。 ・プラスチックとのスマートな付き合い方とは具体的にどのようなものか。抽象的すぎてわかりづらい。 ・「相当程度」の抑制がどの程度なのか曖昧で目ざしている姿が分かりにくいように思います。同様の定めが同条第二項にも定められており、いずれも事業者が対象。一方、同条第二項第一号の消費者を対象とした定めには「～排出の抑制を促進する。」、同じく第二号には「過剰な使用を抑制すること。」となっており消費者に厳しい文言になっています。「相当程度」を削除するなど同様の内容にすべきではないかと思えます。 ・「厚さが50マイクロメートル以上」の表現は、解りやすい「厚さ0.05ミリメートル以上」とすべき。 | <p>プラスチックは短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらした非常に有用な素材です。一方で、資源・廃棄物制約や海洋ごみ問題、地球温暖化といった地球規模の課題を踏まえ、これらに対応しながらプラスチック資源をより有効に活用する必要性が高まっているところです。</p> <p>プラスチックとのスマートな付き合い方とは、こうした問題の解決に向けて、例えば、ポイ捨ての撲滅や、ワンウェイのプラスチックの過剰な使用の抑制、分別回収の徹底、バイオマスプラスチックや紙などの代替素材の利用をはじめ、個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行うことを指しています。</p> <p>また、「相当程度」とは、事業者が省令で示された基準に照らして、使用する容器包装の量の観点から、「相当程度」の容器包装廃棄物の排出を抑制することを指しています。一方、御指摘の「消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制」については、事業者が消費者に対して容器包装を提供する機会ごとに、事業者が講じるべき措置を定める規定の一部であり、消費者に対して事業者と比較して厳しい排出抑制を求めるものではありません。</p> <p>JISK7130「プラスチック-フィルム及びシート-厚さ測定方法」において、フィルムの厚さの測定に求められる正確さは、「100μm(マイクロメートル)以下のフィルムにおいて正確さ1μm」となっています。このように、プラスチックのフィルムの厚さは1マイクロメートルを最小単位とすることが標準的であるため、マイクロメートル表記としています。</p> |
| <p>(自治体の先行する取組との関係整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の定める条例等との制度上の整合をとるべきである。 ・既に有料化を条例で施行している地方自治体もある中、今回の国の省令改正との違いから混乱が生じないよう、ガイドライン等で指針を示していただきたい。 ・今回の国の見直しと自治体がダブルスタンダードにならないようお願いしたいと思えます。事業者の報告が二度手間にならないように配慮いただきたい。 ・先行する取組みが後退せず、一層活性化するよう十分ご配慮頂きたい。 | <p>従来、地方公共団体においても、それぞれの地域や暮らしの実情に鑑みつつ、様々なプラスチック製買物袋の排出抑制の取組が行われてきていると承知しています。今般、国は全国一律でのプラスチック製買物袋の有料化を実施することとしていますが、各地方公共団体において、従前の制度や取組であるか今後実施される制度や取組であるかにかかわらず、プラスチック製買物袋の排出抑制の促進のため更なる取組が行われることを妨げるものではありません。</p> <p>国の制度の実施に向けて、各団体の進んだ取組を後退させたり混乱を生じさせないよう、消費者及び事業者の理解促進に向けて周知広報を徹底してまいります。</p> |
| <p>(事業者の準備に配慮すべき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月1日(予定)との内容ですが、店舗等は施行日前に切替を始めるため、植物バイオマスプラスチックへの変更や現状販売をしている石油由来のみでできている買物袋の在庫処理など、切替期間が短く混乱が生じる恐れがある。施行日を遅らせるなど切替期間の猶予をいただきたい。 ・これまで、容器包装多量排出事業者として、報告義務の対象となっている事業者については、2020年7月からの施行は妥当であるが、それ以外の中小事業者については、施行時期を1年程度遅らせ、管轄機関、自治体等による周知、指導期間を設けることが、円滑な履行の確保のために必要と考える。 ・施行日について、当初案から3ヶ月施行日を後ろ倒しにし、2020年7月1日とされた点を評価する。施行後も当面は企業支援を継続し、段階的に指導・助言を行う等、経過を見ながら対応する必要がある。 ・中小・小規模事業者に対しては、施行後も含めて、対応に混乱が生じないよう配慮が必要であり、丁寧な支援・フォローアップを求める。 ・問い合わせ窓口の設置について、事業者からの相談も受け付けられる旨を明記すべきである。 ・中小零細な食品製造小売業事業者が消費税の複数税率の会計処理を円滑に対応できる環境整備をお願いする。 | <p>プラスチック製買物袋の有料化の具体的な制度内容については、施行日も含め、2019年9月から中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会レジ袋有料化検討ワーキンググループ合同会議を開催し、流通業界を含む関係団体等へのヒアリング等を踏まえ、検討してまいりました。その上で、有料化の実施に当たっては、システムの変更や買物袋の仕様変更等にかかる準備期間や周知期間も考慮した結果、2020年7月1日から全国一律に有料化を開始することとなりました。</p> <p>今後、年内を目途に、改正省令と併せてガイドラインをお示しする予定であり、対象となる事業者・買物袋や、有料化のあり方等について具体的にお示しするとともに、先行する取組の例や複数税率に係る対応方法の例なども記載し、プラスチック製買物袋の有料化の円滑な実施に向けて役立てていただけるものとする方針です。また、問い合わせ窓口については、事業者からの相談も受け付ける方針であり、制度の周知徹底や問い合わせ窓口における相談対応などを通じて、有料化の円滑な実施に努めてまいります。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグを持参する習慣を根付かせることはもとより、身近なライフスタイルの変革の第一歩として捉えるのであれば、プラスチック製買物袋以外の容器包装（紙袋等）に対しても、容り法の本来趣旨を踏まえ、辞退率向上のための新たな対策を検討すべきである。 ・ポイ捨ての厳罰化を検討する必要があるのではないか。有料化後、容器包装ゴミの処分が正しくされるかどうか心配。消費者のモラルの問題ではあるが、今までレジ袋をゴミ袋として使用し、まとめて処分することで散乱が抑制されていた容器包装ゴミ（弁当容器、おにぎり・パン・菓子等の包装）が個別に廃棄されるケースが多くなり、風に飛ばされたり、雨で流されたりして、海洋プラゴミにならないか心配である。 ・止む無く購入した買物袋を、せめて自治体指定の燃えるごみ用の袋として利用させてはもらえないだろうか。それにより、少ないながらも、家計への負担が軽減される。加えて、その利用数に応じて、各事業者は売上げの一部を自治体に寄付してはどうか。 ・国が消費者にマイバッグを持参する習慣を根付かせるために、例えば利用しなかったレジ袋の枚数をマイナンバーカードで記録し、その枚数に応じて税額控除が受けられるというような仕組みがあれば、習慣化しやすいのではないか。 ・買物袋を不要とした消費者に景品等を提供する、とあるが、国としてもなんらかの優待を提供しても良いのではないか。（例えばマイナンバーカードを通じてポイントを付与するなど） ・買物袋での持ち帰りがしにくいサイズの商品については、片手で持てるようなパッケージ形状へと変更していくよう、製造メーカー等への後押しをお願いしたい。 ・レジ袋を有料化で販売するときに袋の大きさを全国統一でわかるようにして販売すべき。現在有料化している店舗では小、大などの曖昧な表現で袋の大きさが店舗によって異なっている。今回全国で有料化するにあたり小、大などの袋の大きさの他に全国統一で大きさのわかる表記を追加し、事業者ごとに異なるサイズを容易に判断できるようにするべきである。 ・マイバックの推奨により、会計を済ませた商品と会計を済ませていない商品判別が難しくなり、万引き等の増加が懸念される。IT技術等を活用した万引き防止対策等も推進してほしい。 | <p>今般のプラスチック製買物袋の有料化は、2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」に基づき実施していることから、紙袋は対象に含めず、プラスチック製買物袋に限るものとしています。一方で、容器包装リサイクル法に基づき、紙袋についても過剰な使用の抑制に努めることとしており、今後も、プラスチック製買物袋の有料化に伴って、紙袋等の代替素材による容器包装の使用量が極端に増加することは容器包装リサイクル法の趣旨に照らして望ましくありません。事業者は、この基本的姿勢を念頭に引き続き容器包装の排出抑制に努めるべき旨、周知広報を通じて呼びかけてまいります。</p> <p>また、ポイ捨てについては、2019年5月31日の関係閣僚会議で策定された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」にも掲げているとおり、違法行為である不法投棄・ポイ捨ての撲滅のため、廃棄物処理法等に基づく監視・取り締まりを徹底してまいります。</p> <p>その他、頂いた御意見については、今後のプラスチック資源循環政策の検討の参考とさせていただきます。</p> |
|---|--|